(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市空家等対策協議会条例(平成28年船橋市条例第17号) の規定に基づき、船橋市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の運営に関 し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること

(会議)

- 第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。
 - 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外のものから必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

- 第5条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該 当するときは、協議会の決定により一部又は全部を非公開とすることができる。
 - (1)会議において取り扱う情報が、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)第26条第1項の各号に該当するとき
 - (2) その他協議会が必要と認めるとき

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、市民生活部市民安全推進課に置く。

(守秘義務)

第7条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この要綱は、平成28年5月30日より施行する。